

BTMU CHINA WEEKLY

ご挨拶:グローバル経済化の進展と三菱東京UFJ銀行の海外業務支援体制

旧年中は三菱東京UFJ銀行をご愛顧賜りまして、厚く御礼申し上げます。

2011 年の世界経済は、欧州債務危機、東日本大震災、タイ洪水等、未曾有の出来事に見舞われ、これまで「世界の工場」として世界経済を牽引してきた中国も、前年からの金融引締めによる景気減速感が高まる中で、最大の仕向け先である欧州向け輸出の減速から景気鈍化の懸念がさらに強まる等少なからず影響を受けましたが、2011 年の中国の GDP 成長率は内需に支えられ、目標の 8%を上回る 9%台を維持した模様です。

日系企業の対中投資動向に目を向けますと、国内市場販売を目的とした製造業の大型投資や各種サービス業の進出、中国複数拠点の経営効率化のための統括会社設立等の動きが活発となった一方、沿海部を中心とした人件費の上昇、世界的な原材料価格の高騰、人民元高の進行等に見られるように製造業を取り巻く環境は厳しくなり、加えて、日本の地震やタイの洪水によるサプライチェーンの寸断も起こり、世界の製造拠点としての最適立地の検討を迫られる 1 年でした。

中国進出企業を巡る金融環境面では、2009 年に解禁されたクロスボーダー人民元建て決済が、昨年より対象取引をそれ迄の経常項目から資本項目にまで拡大し、これに伴い人民元建て資本金送金や親子ローンも可能となる等、2011 年は進出企業の為替リスクや事務負担の軽減に繋がる環境整備が進展した年でもありました。

こうした中、昨年、弊行は中国現地法人の三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司の傘下に、3 月には上海市虹橋出張所、8 月には青島支店、12 月には北京経済技術開発区出張所を開設し、中国大陸内に全 15 拠点と拠点網の拡充を図って参りました。

また、グローバル経済化の進展を実感する中、こうした環境変化に対応すべく、本邦におきましては、中国に加えアジア、欧米の最新事情をお届けする情報誌の発刊や、グローバル経営支援セミナー等の開催により、クロスボーダービジネスにおける経営・財務戦略の策定にお役に立つ情報提供に努めて参りました。

私共は中国を初め海外における邦銀随一の歴史とネットワークから培われたノウハウを駆使し、国内海外拠点一体となりまして国際性 No.1 を誇るサービスにより、貴社のグローバルビジネス展開をご支援申し上げます所存です。今後ともMUFGの一層のご活用を宜しくお願い申し上げます。

三菱東京UFJ銀行
国際業務部長
鉢迫 智

EXPERT VIEW

EXPERT VIEW:【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 2011 年 12 月中旬から下旬にかけて公布された法令をとりあげました。

[行政法規]	
○「国務院の『国家環境保護“十二 5”計画』の印刷・発布に関する通知」(国発[2011]42 号、2011 年 12 月 15 日発布・実施)	環境保護に関する第 12 次 5 ヶ年計画。2015 年の主な指標は、化学的酸素要求量(COD)総排出量 2347.6 万トン(2010 年比－8%)、アンモニア態窒素同 238.0 万トン(同－10%)、二酸化硫黄(SO₂)同 2086.4 万トン(同－8%)、窒素酸化物(NO_x)同 2046.2 万トン(同－10%)など。
○「中華人民共和国入札法实施条例」(国務院令第 613 号、2011 年 12 月 20 日公布、2012 年 2 月 1 日施行)	2000 年 1 月 1 日の「入札法」施行から 12 年を経て制定されたもの。その理由は、脱法・似非入札、幹部の関与による利権取引、談合などの“突出した問題”を解決するためとされている。①国有資金が多数または主導的地位を占めるプロジェクトは例外を除いて公開入札とすること、②建設プロジェクトの許認可部門は入札の範囲・方式・組織を確定し、かつ入札監督部門に通知すること、③不合理な条件、規範的でない資格審査方法で応札者を制限・排除しないこと、④入札終了後に入札者と落札者が入札文書と落札者承諾書に反して契約を結ばないこと、⑤落札者の選定を左右する入札評価委員会のメンバーは、省級政府と国務院関係部門の名簿の中から抽選で確定することなど、前記の理由に関する規定を中心に詳細に条件・手続きが定められている。全 85 条。
[規則]	
○「商業フランチャイズ経営届出管理弁法」(商務部令 2011 年第 5 号、2011 年 12 月 12 日公布、2012 年 2 月 1 日施行)	2007 年 5 月 1 日施行の同名の弁法に代わるもの。主な変更点は、①省・自治区・直轄市を跨ってフランチャイズ経営活動を行う場合は商務部へ届け出るが、商務部は省・自治区・直轄市商務部門に委託できるとしたこと、②届出書類に中国国内のフランチャイジーと締結した最初の契約と届出機関が必要と認めるその他の書類を追加したこと、③フランチャイザー所在地(省・自治区・直轄市または区を設ける市級)政府商務部門はフランチャイザー届出証明を発行できるとしたこと、④フランチャイザーが届出を行わない場合及び届出書類の追加提出を命じられて従わない場合の命令・処罰権を区を設ける市級以上の商務部門としたこと。
○「財政部、国家税務総局のアニメ産業発展増値税、営業税政策支援に関する通知」(財税[2011]119 号、2011 年 12 月 27 日発布、2011 年 1 月 1 日～2012 年 12 月 31 日実施)	アニメ産業に対する増値税と営業税の優遇政策で、2009 年 1 月 1 日から 2010 年 12 月 31 日まで暫定的に実施された措置を延長するもの。①増値税一般納税人のアニメ企業が自主開発・生産したアニメソフトを販売する場合、17%の税率でいったん徴収し、実際の税負担が 3%を超える部分を即時還付し、輸出する場合は免税とする。②アニメ企業がアニメ製品開発のために脚本、構成設計、背景設計、作画などの役務を提供することにより得た収入及び国内でアニメの版權を譲渡することにより得た収入に対しては、3%の税率で営業税を徴収する。
○「国家税務総局の『車輛購入税徴収管理弁法』改正に関する決定」(国家税務総局令第 27 号、2011 年 12 月 19 日公布、2012 年 1 月 1 日施行)	「車輛購入税徴収管理弁法」(2006 年 1 月 1 日施行)の改正。主な改正点は、①車の譲渡、登記地移転、持ち主・識別コード変更などが発生した場合に、公安局で変更手続きをした後に税務局で変更手続きをすることに関する条文を削除したこと、②納税申告時の車の検査に関する規定を「固定装置のない非運搬車両」に限定したこと。これらにより、納税者の手続き上の負担が軽減される。

●「外商投資産業指導目録(2011 年改訂)」(国家發展改革委員会・商務部令第 12 号、2011 年 12 月 24 日公布、2012 年 1 月 30 日実施) ○「財政部、国家税務総局の課税サービスへの増値税ゼロ税率と免税政策適用に関する通知」(財税[2011]131 号、2011 年 12 月 29 日発布、2012 年 1 月 1 日実施) ○「財政部、国家税務総局の交通運輸業と一部現代サービス業営業税改革増値税徴収試験の若干の税收政策に関する通知」(財税[2011]133 号、2011 年 12 月 29 日発布、2012 年 1 月 1 日実施) ○「インターネット情報サービス市場秩序規範化の若干の規定」(工業情報化部令第 20 号、2011 年 12 月 29 日公布、2012 年 3 月 15 日施行) ○「財政部、工業情報化部の『政府調達中小企業発展促進暫定施行弁法』の印刷・発布に関する通知」(財庫[2011]181 号、2011 年 12 月 29 日発布、2012 年 1 月 1 日実施)	2007 年 12 月以来、ほぼ 4 年ぶり 5 回目の改訂。詳細は、下記の解説をご参照。 2012 年から上海市で営業税から増値税への改革が試行されるが、これに関する通知。①国際輸送サービス、国外への研究開発サービスと設計サービスは増値税ゼロ税率を適用する、②ゼロ税率が適用される課税サービスで、増値税の一般税額計算方式が適用される場合は、免除・控除・還付方法を適用する、③前記②が適用される場合は、月毎に主管税務機関に申告する(具体的方法については国家税務総局が別に制定する)、④国外での各種サービス(工事・探査サービス、会議展覧サービス、倉庫保管サービス、動産リースサービス、増値税ゼロ税率が適用されない国際輸送サービス、技術・知的財産権関連の各種サービス、広告サービス)は免税とする。なお、営業税から増値税への改革試行の概要については、本誌 2011 年 11 月 24 日号の解説記事をご参照。 同じく営業税から増値税への改革試行に関する通知。①増値税一般納税人が 2012 年 1 月 1 日以後に固定資産を購入または自作し、自己使用後に販売する場合は適用税率で増値税を徴収し、2011 年 12 月 31 日以前に購入または自作して自己使用後に販売する場合は 4%の税率で増値税を徴収する、②増値税一般納税人が物品販売と加工・修理役務または課税サービスを兼業し、簡易税額計算方式を選択できる場合も、全ての販売額を一般税額計算方式で計算する、③課税サービスで規定により営業税の差額徴収が適用され、取得した価額及び価額外費用が控除可能項目の金額に達しない場合は、主管税務機関に営業税の還付を申請する、④課税サービスで 2011 年末以前に営業税を既に納付し、2012 年 1 月 1 日以後に返金により営業額が減少した場合は、主管税務機関に営業税の還付を申請し、2011 年末以前に課税サービスを提供し、税務調査などにより追納の必要が生じた場合は、現行規定により営業税を追納する、など。ほかに、船舶代理サービス、販売額、増値税代理控除・納付の適用税率、航空輸送企業の取扱いについても、規定されている。 国务院の「インターネット情報サービス管理弁法」(2000 年 9 月 15 日施行)に基づくインターネット情報サービスの管理規則。事業者間の競争激化、違法活動の増加、ユーザーへの権利侵害行為の発生などの状況をふまえ、①他の事業者とユーザーに対する権利侵害行為の禁止、②サービス・製品性能の評価・テストについての規範化、③ユーザーの端末でのソフトのインストール・操作・アップグレード、広告についての規範化、④個人情報保護などが規定されている。 政府調達での中小企業の参加を促進するための規則。①財政部門が政府調達計画を作成する際は、予算総額の 30%以上を中小企業向けとする(うち 60%以上は小規模・零細企業とする)、②中小企業向けのプロジェクトでない場合は、小規模・零細企業の製品価格を 6~10%ディスカウントする、など。なお、中小企業の定義は、「中小企業分類標準規定」(工信部聯企業[2011]300 号、2011 年 6 月 18 日施行)で、工業企業は従業員 1 千人未満または営業収入 4 億元未満(小規模企業は 20 人以上 300 人未満かつ 300 万元以上 2 千万元未満、零細企業は 20 人未満または 300 万元未
--	---

○『『出入国検査検疫機構が検疫検査を実施する輸出入商品目録(2012 年)』の調整に関する公告(国家品質監督検疫検疫総局・税関総署公告 2011 年第 203 号、2011 年 12 月 29 日公布、2012 年 1 月 1 日実施) ○「財政部、国家発展改革委員会の 253 項目の企業に関する行政事業性費用の取消公布に関する通知」(財綜[2011]127 号、2011 年 12 月 30 日発布、2012 年 2 月 1 日実施)	満)、卸売業は従業員 200 人未満または営業収入 4 億元未満(小規模企業は 5 人以上 20 人未満かつ 1 千万元以上 5 千万元未満、零細企業は 5 人未満または 1 千万元未満)、とされている。 食品添加剤、食品添加禁止化学品、危険化学品、希土類原料の合計 252 品目について、輸出入通関の条件を検査検疫が必要な扱いに変更するもの。商品の内訳は、国家品質監督検疫検疫総局のウェブサイトをご参照。 http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlgg/lhgg/201112/t20111230_206071.htm 全国各省・自治区・直轄市政府の合計 253 項目の行政費用の取消に関する通知。内訳は、財政部のウェブサイトをご参照。 http://zhs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201112/t20111230_620667.html
---	---

●「外商投資産業指導目録」が改訂される

昨年 12 月 24 日付で、「外商投資産業指導目録」改訂版が公布された。昨年 4 月に草案(意見聴取稿)が公開され、8 ヶ月を経てようやく正式公布となったが、草案と正式版の内容に大きな違いはない。

ただ、現行版と比べると、かなりの変化が見られる。改訂版の特徴を国家発展改革委員会の説明などから整理すると、次のとおり。

1. 「目録」に記載されるプロジェクト総数は 473 アイテムで、うち奨励類 354 アイテム(現行版から 3 アイテム増加)、制限類 80 アイテム(同 7 アイテム減少)、禁止類 39 アイテム(同 1 アイテム減少)となった。また、奨励類と制限類の中で外資比率制限を課していたアイテムが 11 減少した。
2. 製造業については、ハイエンドのものが重点となっている。奨励類では、紡織、化学、機械などで新製品・新技術プロジェクトが追加された。一方、自動車の完成車製造、多結晶シリコン、石炭化学などが奨励類から除外された。
3. “戦略的新興産業”の省エネ・環境保護、新世代情報技術、バイオ、ハイエンド設備設備製造、新エネルギー、新素材、新エネルギー自動車の関連プロジェクトが奨励類となった。例えば、新エネルギー自動車の中核部品、IPv6 次世代インターネットシステム装置、第 6 世代以上の液晶パネルなどである。
4. サービス業では、電気自動車の充電所、ベンチャーキャピタル、知的財産権サービス、海洋石油汚染除去技術サービス、職業技能訓練などが奨励類に追加され、制限類から医療機関、金融リース会社が外された。

改訂版は 2012 年 1 月 30 日から実施される。改訂版で制限類・禁止類となったプロジェクトに該当する既存の外商投資企業は、認可されたときの分類が引き続き適用されるが、改訂版の実施後に増資や持分譲渡を行う場合は、改訂版の分類に従うとされている。一方、現行版の奨励類から除外された一部のプロジェクト(主に労働集約型のもの)は、今後、「中西部地区外商投資優位性産業目録」を改訂する際に組み入れて優遇を与える方針とされている。

なお、次ページに、改訂版で奨励類に追加されたプロジェクトと現行版の奨励類から外されたプロジェクトを設備製造関係の業種で例示したので、ご参照ください。

<設備製造関係業種の奨励類プロジェクトの変化>

改訂版の奨励類に追加されたプロジェクト	現行版の奨励類から外れたプロジェクト
(十七)汎用設備製造業 7. 400 トン以上のタイヤ式、クローラー式クレーンの製造(合併、合作に限る) 9. 作業圧力$\geq 25\text{MPa}$ のインテグラル型液圧マルチバルブの製造 14. 風力発電ユニットベアリング(2 メガワット以上の風力発電ユニットのシャフトベアリング、増速機向けベアリング、発電機ベアリング等)、航空機用ベアリング(航空機のエンジンシャフトベアリング、ランディングギア用ベアリング、トランスミッションベアリング、操縦系統用ベアリング等) 15. 高密度、高精度、複雑な形状の粉末冶金部品及び自動車、建設機械等用チェーンの製造 16. 風力発電・原子力発電・高速列車用トランスミッションギア、船舶用可変ピッチピアドライブシステム、大型・重荷重ギアボックスの製造 18. ブラダ形アキュムレーターの開発と製造 19. 高精度・高強度(12.9 レベル以上)・異形・コンビネーションタイプの締付部品、マイクロ精密ドライブリンク部品(クラッチ)、大型圧延機カップリングシャフトの製造 22. 鉄道機関車装備の再製造 (十八)専用設備製造業 20. 自動車の動力電池専用生産設備の設計と製造 27. オフセットカラー印刷機(幅$\geq 750\text{mm}$、印刷速度:単面カラー≥ 16000 枚/時、両面カラー≥ 13000 枚/時) 29. カラーレキソ印刷機(印刷幅$\geq 1300\text{mm}$、印刷速度$\geq 350\text{m/min}$)、インクジェットデジタル印刷機(出版用:印刷速度$\geq 150\text{m}$、解像度$\geq 600\text{dpi}$、包装用:印刷速度$\geq 30\text{m/min}$、解像度$\geq 1000\text{dpi}$、バリアブルデジタル印刷用:印刷速度$\geq 100\text{m/min}$、解像度$\geq 300\text{dpi}$)の製造 31. 電子ガンコーダーの製造 36. 農業機械の製造:ナタネ収穫機、サツマイモ収穫機、テンサイ収穫機 40. 肥料・農業・水の節約型農業技術設備の製造:各種スプリンクラー、飛散霧粒回収装置付き噴霧器、農業土壌肥沃度(多種土壌元素)高速測定装置等(現行版では「肥料・農業・水の節約型農業技術設備の製造」のみ) 44. 医療用結像設備(MRI 現像設備、デジタルカラー超音波診断設備等)の主要部品の製造 52. 非 PVC 製医療用点滴バッグの多層圧力水冷式フィルム吹付け設備の製造 59. アルミニウム工業赤泥の総合利用設備の開発と製造 60. 選鉱くずの総合利用設備の製造 62. 廃棄・中古繊維製品の回収処理設備の製造 63. 廃棄・中古機電製品の再製造設備の製造 64. 廃棄・中古タイヤ総合利用装置の製造 66. 移動式浄水ユニット設備の製造 67. 非常用の水処理・再利用設備、水質監視器具 68. 工業用水配管網と設備(器具)の漏水検査設備及び器具 77. 海上流出油回収装置の製造 78. 低濃度の炭鉱ガス及び通気メタンガス利用設備の製造 (十九)交通輸送設備製造 1. 自動車エンジンの製造及びエンジン研究開発機構の建設:リッター当たり出力が 70kw 以上のガソリンエンジン、リッター当たり 50kw 以上で排気量 3 リッター以下のディーゼルエンジン、リッター当たり 40kw 以上で排気量 3 リッター以上のディーゼルエンジン 2. 自動車の重要部品製造及び重要技術の研究開発:デュア	(十七)汎用機械製造業 10. 圧力(21-31.5MPa)全体多通路バルブの設計と製造 18. 自動車、オートバイ用精鍛造、精鍛造半加工品の製造 (十八)専用設備製造業 3. 石油探査、掘削、集中輸送設備の製造:ウインチ工率 3,000kw を超える、頂上部駆動力 850kw を超える、ドリリングポンプ工率 1,800kw を超える深海用石油掘削機、掘削深度 9,000m を超える陸上石油掘削機と砂漠石油掘削機、1,000 万トン/年の石油精製装置用の 80 トン以上のレシプロコンプレッサー、数値制御石油深井検層器、石油井戸泥水固化設備 4. 直径 6m を超えるシールド掘進機システムインテグレーションの設計と製造、直径 5m を超えるトンネルボーリングマシン(TBM)のシステムインテグレーションの設計と製造 5. 100 トン以上の大型パイク吊り上げ機の設計と製造 6. 接地圧力 0.03MPa 以下、工率 220 馬力以上のクローラー式ブルドーザー、520 馬力以上の大型ブルドーザーの設計と製造 15. 薄板連続鍛造機の設計と製造 16. 直接還元鉄及び溶解還元鉄設備の製造 17. 50 トンを超える大パワー直流アーク炉の製造 18. カラーコーティング、メッキ板材設備の製造 30. 印刷速度 13,000 枚(720×1,020mm)/h の両面カラー平版印刷機の製造 35. 技術レベルの高い特別工業用ミシンの製造 55. 新型薬品包装材料、容器及び先進的な製薬設備の製造 71. 廃タイヤの総合利用装置の製造 (十九)交通輸送設備製造業 1. 自動車の車両全体の製造(外資比率 50%以下)及び自動車研究開発機構の建設 3. 自動車重要部品の製造及びその主要技術の研究開発:ディスクブレーキアッセンブリ、車軸アッセンブリ、自動ギアボックス、ディーゼルエンジン燃料ポンプ、スーパーチャージャー、油圧タペット、電子計器板ユニット、車用クラン

改訂版の奨励類に追加されたプロジェクト	現行版の奨励類から外れたプロジェクト
ルクラッチトランスミッション(DCT)、オートマチックマニュアルトランスミッション(AMT)、ガソリンエンジンターボチャージャー、オートマチックトランスミッションのアクチュエーター(電磁バルブ)、油圧減速機、渦電流リターダー、低床大型乗用車専用シャーシ、衝撃吸収ステアリングシステム、大中型乗用車インバータエアコンシステム、及び上記スペアパーツ・部品の重要部品・組立部品 3. 自動車電子装置の製造と開発: 電子コンビネーション計器、ABS/TCS/ESP システム、ブレーキバイワイヤーシステム(BBW)、トランスミッションコントロールユニット(TCU)、タイヤ空気圧監視システム(TPMS)、車載式故障診断装置(OBD)、エンジンモビライザーシステム、自動衝突回避システム 4. 新エネルギー自動車の重要パーツ: エネルギーパワーバッテリー(エネルギー密度$\geq 110\text{Wh/kg}$、循環寿命≥ 2000回、外資比率50%以下)、電池の正極材(比容量$\geq 150\text{mAh/g}$、循環寿命2000回で初回放電容量の80%を下回らない)、電池用膜(厚さ$15\sim 40\mu\text{m}$、空隙率40~60%)、バッテリーマネジメントシステム、モーターマネジメントシステム、電気自動車の電子制御インテグレーション、電気自動車のドライブモーター(最高出力密度$\geq 2.5\text{kW/kg}$、効率範囲:65%作業効率範囲$\geq 80\%$)、自動車用DC/DCコンバーター(入力電圧$100\text{V}\sim 400\text{V}$)、ハイパワー電子計器(IGBT、電圧等級$\geq 600\text{V}$、電流$\geq 300\text{A}$)、プラグイン・ハイブリッドメカニカルカップリングドライビングシステム、電気式エアコン・電気式ブレーキ・電動パワーステアリング、アイドリングストップ&スタートシステム、インホイールモーターシステム・燃料電池及びそのパーツ・自動車用水素貯蔵システム・車載充電器・非車載充電設備等 (二十)電気機械及び器材製造業 4. 石炭火力発電所、水力発電所用大型鋳鍛造部品の製造 5. 水力発電機ユニット用中核補助設備の製造 6. 送、変電設備の製造(合併、合作に限る): アーク消弧装置・大型ディスク型碍子(1000KV、50KVA以上)、500KV以上の変圧器用引出線装置・スリーブ(交流の500・750・1000KV、直流の全ての規格)、電圧レギュレータースイッチ(交流の500・750・1000KVの負荷・無負荷時タップ切替スイッチ)、直流送電用乾式平滑リアクトル、$\pm 800\text{KV}$の直流送電用コンバータバルブ(水冷設備、直流場設備) 8. 定格出力350MW委譲の大型揚水発電ユニットの製造(合併、合作に限る): ポンプ水カタービン及び調速機・大型変速可逆式ポンプ水カタービンユニット・発電モーター及び励磁・起動装置等付属設備のシステムインテグレーションの設計及びシミュレーション 11. 高技術・クリーン電池の製造: 動力ニッケル水素電池、ニッケル亜鉛蓄電池、銀亜鉛蓄電池、リチウムイオン電池、太陽エネルギー電池、燃料電池等(新エネルギー自動車用動力電池を除く) 12. モーター採用直流調速技術の冷凍空調用コンプレッサー、CO₂自然冷媒採用の冷凍空調用コンプレッサー、再生可能エネルギー(空気エネルギー、水力エネルギー、地力エネルギー)応用の冷凍空調設備の製造 (二十一)通信設備、コンピュータ及びその他電子設備製造業 1. 高解像度デジタルビデオカメラ、デジタル放送設備の製造 5. MEM及び化合物半導体の集積回路製造 15. 新型電子部品の製造: 高分子固体コンデンサー、スーパーコンデンサー、集積受動部品 16. タッチシステム(タッチパネル、タッチモジュール等)の製	クシャフト及びコネクティングロッド(8リットルを超えるディーゼルエンジン)、アンチロック・ブレーキシステム(ABS、ECU、バルブボディ、センサー)、エレクトロニクススタビリティプログラム(ESP)、電気回路制動システム(BBW)、電子制御力配分システム(EBD)、牽引力コントロールシステム、インテリジェント・エアシリンダ 4. 自動車電子装置製造及び研究開発: 電子バルブシステム装置、電子スロットル、動力電池(ニッケル水素及びリチウムイオン)及び制御システム(合併に限る)、一体化モーター及びその制御システム(合併に限る)、ホイールハブモーター、多機能制御装置(合併に限る)、燃料電池スタック及びその部品、自動車用水素貯蔵システム 15. 民間用キャリアロケットの設計と製造(中国側がマジョリティ) (二十)電気機械及び器材製造業 1. 60万kwの超臨界火力発電所用主要設備の製造(合併、合作に限る): ボイラー給水ポンプ、循環水ポンプ、作動温度400°Cを超える、作動圧力20MPaを超える主蒸気回路高温高圧バルブ(注: 改訂版では、「100万kwの超超臨界火力発電所用主要設備の製造(合併、合作に限る): 安全バルブ、調節バルブ」に変更) 6. 送、変電設備(合併、合作に限る): 500kv以上の高圧電器用大型ブッシング、及び自主型総体アーク接触子、直流送電用乾式リアクトル、6インチ直流変換ハイパワー結晶バルブパイプの設計と製造 7. 新エネルギー発電プラントまたは主要設備の製造(合併、合作に限る): 1.5メガワット以上の風力発電設備(注: 改訂版では「2メガワット以上の風力発電設備」に変更) 13. 智能化モールド遮断機(電圧380V、電流1,000A)、大型プロジェクト用智能化キャビネット式又は引出式回路遮断機、バスタイプ智能化電気制御配電ユニット装置の製造 (二十一)通信設備、コンピュータ及びその他電子設備製造業 1. デジタル撮影、録画機、デジタル音声再生設備とデジタルシアター制作、編集、放送設備の製造 12. 大幅面(幅900mm超)・高解像率カラープリンター設備、大幅面(幅900mm超)高解像率カラーコピー設備の製造

改訂版の奨励類に追加されたプロジェクト	現行版の奨励類から外れたプロジェクト
造 28. 40Gbps 以上の速度時分割多重化装置(TDM)、高密度波長分割多重装置(DWDM)、ブロードバンド用受動光ネットワーク(EPON、GPON、WDM-PON 等を含む)、次世代 DSL チップ及び設備の製造 29. IPv6 に基づく次世代インターネットシステム設備、ターミナル、検査設備、ソフトウェア、チップの開発及び製造 (二十二) 機器計器及び文化・事務用機械製造業 1. 工業プロセス自動制御システムと装置の製造: フィールドバスコントロールシステム、大型プログラマブルロジックコントローラー(PLC)、二相流流量計、固体流量計、新型センサー及びフィールド測量メーター 9. 環境監視測定機器の製造: 重金属オンライン監視・測定設備、オンライン生物毒性水質警報・監視設備 12. 1000 万画素以上のデジタルカメラの製造(注: 現行版では「600 万画素超の高性能デジタル一眼レフカメラの製造」) 13. 事務機械製造: 多機能一体化事務設備(コピー、印刷、ファクシミリ、スキャン) 14. 映画機器の製造: 2K、4K のデジタルシネマプロジェクター、デジタルシネマカメラ、デジタル映像の制作・編集設備	20. RFID チップの開発と製造 31. 光波長多重伝送装置(CWDM) 設備の製造 32. 非同期伝送モード(ATM) 及びIPデジタル通信システムの製造 (二十二) 計測計及び文化、事務用機械製造業 1. フィールドバス・コントロールシステム及び重要部品の製造 2. 大型精密計器の開発と製造: パワー2kw を超えるレーザー器 5. ニフェイズ流量計、固体流量計の製造 6. 電子ビーム自動蒸着装置の製造 7. パイプ電圧 800kv 以上の工業X線探傷装置の製造 12. 環境保護検査測定機器の新技术設備の製造: 空気品質検査測定、水質検査測定、排煙のオンライン検査測定機器の新技术設備、応急処理に必要な計器及びシステムユニット、新型微分光学多グループ分析システム、自動校正、組み合わせ式、低ドリフト、ネットワーク遠隔計測、遠隔制御機器及びシステム等 16. 環境監視測定機器の製造: 煙の自動サンプリング器及び測定器

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
国際事業本部 海外アドバイザリー事業部
池上隆介

CHINA WEEKLY

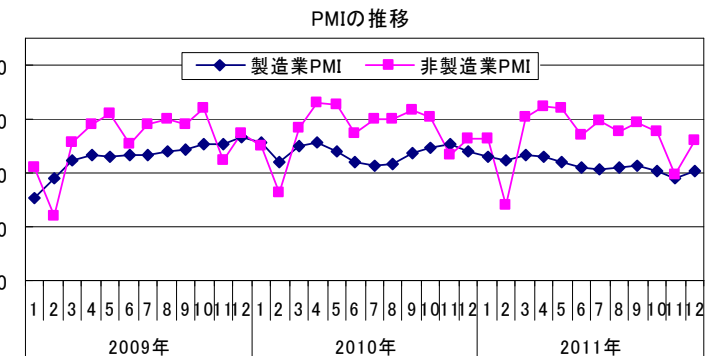
WEEKLY DIGEST

【経済】

◆2011年12月製造業PMI 50台に回復

中国物流購買連合会の1日の発表によると、2011年12月の製造業PMIは50.3となり、前月より1.3ポイント上昇し、景気拡大・縮小判断の分岐点となる50ポイントを2ヶ月振りに超えた。元旦、春節の消費シーズンを控え、企業が生産を拡大しことが、製造業全体の好転に繋がったと分析。一方、季節要因を除けば、国内外市場の需要は鈍化の傾向にあることから、今後の行方については見極める必要があるとした。PMI構成指数別では、生産指数は前月比+2.5ポイントの53.4で、うち、アパレル関連、石油加工、食品製造・加工、電気機械製造等の業種が60以上の高水準で推移して

いる。新規受注指数は前月比+4.0ポイントの49.8、輸出受注指数は同+3.0ポイントの48.6と前月より改善しているものの、何れも50を下回っている。なお、非製造業のPMIも前月比+6.3ポイントの56.0と改善した。



(資料)中国物流購買連合会

◆2012年の構造的減税策の具体的内容発表

財政部は昨年12月25日に開かれた「財政工作会議」で、2012年に実施する「積極的財政政策」の具体的措置の一つとして、構造的減税策を継続・改善することを明らかにした。具体的には、①一部エネルギー・資源製品、先進設備、コア部品関連の輸入関税を引き下げること、産業構造の調整を促進、②零細企業に対する企業所得税優遇策を継続し、増値税、営業税の課税下限を引き上げ、零細企業の税負担を軽減、③上海の一部サービス業を対象とする間接税改革(営業税項目を増値税に一本化する)の試行を通じて、二重課税問題を解消、サービス業の発展を促進、④資源税と消費税の課税範囲を拡大・調整し、資源節約と環境保護の促進と共に、合理的な消費スタイルへ誘導、となっている。構造的減税策は、2008年末の「中央経済工作会議」で初めて打ち出され、対象、税種を特定して選別的に減税を行うことにより、消費と民間投資の拡大、産業構造の改善、経済発展方式の転換を図ることを目的としている。

【貿易・投資】

◆深圳市、北京市等、最低賃金を引き上げ

2011年12月30日、深圳市人的資源社会保障部は、今年2月1日より同市の月額最低賃金を1,500元に引き上げると発表した。昨年4月に引き上げられた1,320元からさらに13.6%の上昇で、昨年に引き続き全国最高水準となっている。人的資源社会保障部は、不合理な賃金格差の縮小のため、昨年6月に「人力資源・社会保障事業発展第12次五ヵ年規画(2011-2015年)綱要」を発表、2015年までに最低賃金を年平均13%上昇させるとの方針を打ち出した。これを受け、全国的に最低賃金見直しの動きが活発となり、昨年は20以上の地域で最低賃金の引き上げが実施された。こうした流れは今年に入っても続いており、深圳市の他、北京市、四川省、江西省、陝西省の4つ地域が相次いで今年1月1日からの最低賃金引き上げを発表している。今回の引き上げにより、北京市の最低賃金は1,160元から1,260元(前年比+8.6%)に、四川省は850元から1,050元(同+23.5%)、陝西省は860元から1,000元(同+16.3%)、江西省は720元から870元(同+20.8%)となった。

※ 各都市の最新の最低賃金については下記リンクよりご覧いただけます。

<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/312010401.pdf>

【金融・為替】

◆2011年9月末の外債残高 6,971.64 億米ドル 2010年末比 1,482.26 億米ドル増

国家外債管理局の2011年12月27日の発表によると、2011年9月末までの外債残高は6,971.64億米ドルで、2010年末の5,489.38億米ドルから1,482.26億米ドル増加したことが明らかになった。うち、短期外債残高は5,076.25億米ドルと、2010年末の3,756.95億米ドルから1,319.30億米ドルの増加、全体に占める割合は72.81%と、同年末の68.44%から4.37ポイント増加した。短期外債については、その73.87%が輸出入貿易の実需に伴う貿易与信(輸出前受、輸入延払等)やトレードファイナンスから成る為、この部分の短期外債の増加は中国の対外貿易の拡大にほぼ沿うもので、外債の安全性に影響を及ぼすことはないとした。また、登記外債残高の内訳を通貨別に見ると、円建ては全体の8.11%を占め、2010年末比0.5ポイント減少したのに対し、米ドル建ては75.81%、ユーロ建ては7.21%を占めており、それぞれ同5.4ポイント、2.8ポイント増加した。

人民元の動き

日付	USD				JPY (100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比			前日比
2011.12.26	6.3330	6.3160~6.3331	6.3198	-0.0166	8.1015	-0.0183	0.81256	-0.0025	8.2579	-0.0281	4.5000	2294.31	-15.41
2011.12.27	6.3165	6.3165~6.3278	6.3226	0.0028	8.1130	0.0115	0.81253	-0.0000	8.2633	0.0054	5.0000	2269.37	-24.94
2011.12.28	6.3217	6.3198~6.3285	6.3212	-0.0014	8.1290	0.0160	0.81299	0.0005	8.2627	-0.0006	5.0000	2273.30	3.93
2011.12.29	6.3245	6.3173~6.3256	6.3192	-0.0020	8.1315	0.0025	0.81274	-0.0002	8.1610	-0.1017	5.4900	2277.03	3.73
2011.12.30	6.3070	6.2940~6.3136	6.2940	-0.0252	8.1125	-0.0190	0.81018	-0.0026	8.1414	-0.0196	5.7500	2304.12	27.09

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませ、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。